

横浜市行政不服審査会答申
(第92号)

令和2年11月24日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

本件は、審査請求人が、資力がないにもかかわらず、金沢福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）により生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 に基づく生活保護費用徴収金決定処分（令和 2 年 2 月 14 日付け金生支第●号。以下「本件処分」という。）がされたことは違法又は不当であるとして、本件処分の取消し又は徴収金額の変更を求めて審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

本件処分の対象となった預貯金は自らの資産ではないので「資力ではない」ため、本件処分はされるべきではない。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分について、徴収金の対象としたのは、令和 2 年 2 月 14 日付け金生支第●号により決定した法第 63 条の生活保護費用返還金であり、法第 77 条の 2 第 1 項に適用される「第 63 条の保護の実施機関の定める額」である。
- (2) 本件処分について、法第 63 条適用期間は、平成 31 年 3 月 8 日から同年 4 月 30 日までであり、「生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適正運営通知」という。）IV の 5 の費用徴収方法(2)を満たしている。
- (3) 法第 77 条の 2 第 1 項の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」について、本件処分では審査請求人名義の預貯金口座の残高を対象に資力を判断している。

これに対し、審査請求人は、A 銀行の預貯金は自身の資産ではない。自分名義の資産だからと言って自分のものとしてみなされることはおかしい、などと主張するが、前述のとおり、本人名義の通帳である以上、審査請求人の

主張は認められない。

- (4) 法第 63 条の生活保護費用返還金の対象については、保護の実施機関である処分庁の法第 29 条に基づく調査により判明したもの及び審査請求人から申告があったものである。

したがって、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号。以下「規則」という。）第 22 条の 3 に該当しない。また、適正運営通知Ⅳの 3 で示される「実施機関の責めに帰すべき事由」にも該当しない。

- (5) 以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されるべきである。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 判断の考え方について

本件は、処分庁が令和 2 年 2 月 14 日付け金生支第●号により決定した法第 63 条の生活保護費用返還金について、本件処分がされたものである。

法第 63 条の生活保護費用返還金決定処分については、審査請求先が神奈川県知事であり、別個の法的処分であるため、本件審理の対象には当たらない。

本件では、法第 63 条の生活保護費用返還金の決定処分は、当該処分が取り消されていないことに鑑み、有効であることを前提に、法第 77 条の 2 に基づく本件処分である生活保護費用徴収金決定処分に違法又は不当な点がないか、判断するものである。

(2) 本件で参照する法令等の主たる規定について

ア 法第 77 条の 2 第 1 項は「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都

道府県又は市町村の長は、第 63 条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。」とし、同条第 2 項は「前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。」と定めている。

規則第 22 条の 3 は「法第 77 条の 2 第 1 項の徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。」と定めている。

イ 適正運営通知Ⅳの 3 において、「実施機関の責めに帰すべき事由は、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつた場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかつたことにより保護の程度の決定を誤つた場合等であり、取扱いに留意されたい。」としている。

(3) 本件処分についての検討

本件は、処分庁が審査請求人に対し、平成 31 年 3 月 25 日付け金生支（決定）第●号をもって生活保護開始決定通知をしたところ、保護開始時点において、審査請求人が、手持金保有容認額 64,470 円を超える 168,532 円を所持等していたことが発覚したことから、上記容認額を超える 104,062 円について、処分庁が、法第 63 条に基づく生活保護費用返還金の決定処分を行うとともに、本件処分を行ったものである。

ア 本件処分は、法第 77 条の 2 第 1 項に基づく処分であるため、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」に該当するかが問題となる。

法第 77 条の 2 の規定は、法第 63 条の生活保護費用返還金を返還する生活保護受給者の生活の支障と保護の実施機関の徴収の負担との調整を行うために、生活保護制度の見直しの一つとして制定された規定である。

そのため、保護の実施機関において、保護費の算定や調査手続に誤りなどがあつた場合にまで、法第 77 条の 2 第 2 項の国税徴収の例と同様に強制徴収を行うことは、生活保護受給者の生活保障に対する影響が大きく、相当とは認められない。

規則第 22 条の 3 においても、法第 77 条の 2 第 1 項を適用しない場合について、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたとき」と定めている。そして、実施機関の責めに帰すべき事由として、具体的には、被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかった場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等とされている（適正運営通知・IVの 3）。

イ 本件処分の対象となる 104,062 円については、生活保護開始当時、審査請求人が処分庁に対し未申告であり、生活保護開始後、処分庁にて、法第 29 条調査を行うなどして発覚した資産であった。そのため、適正運営通知IVの 3 に定める①被保護者が適時に収入申告書等を提出していた場合、②保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかった場合等にはいずれも該当せず、その他処分庁に生活保護の実施手続に誤りがあったなどの事情は特には認められない。

ウ これに対し、審査請求人は、A 銀行の預貯金は自らの資産ではないため、法第 77 条の 2 第 1 項の「資力」の該当性を争う旨主張していると思受けられる。

そこで検討するに、本件処分に至るまでの審査請求人と処分庁における調査経過等の記録の経過によれば、審査請求人においても、生活保護開始決定時点までに A 銀行に審査請求人名義での口座が開設されていたことを認識していたことに争いはない上、当該口座から、審査請求人自ら払戻しを行い第三者への返済に充てたり、実父から審査請求人に対する返済のために審査請求人の A 銀行の口座が利用されていることなどによれば、A 銀行の預貯金の管理権を審査請求人が喪失していないことは明らかである以上、A 銀行の預貯金も審査請求人の「資力」に該当することは明らかである。

したがって、本件において、法第 63 条の返還金とされた 104,062 円について、法第 77 条の 2 第 1 項の事由に該当することが認められる。

(4) 結語

以上によれば、審査請求人の主張には理由がなく、本件処分に違法又は不当な点はない以上、本件審査請求は棄却されることが相当である。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和2年7月10日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和2年7月31日	・ 弁明書及び証拠書類の受理
令和2年8月5日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和2年8月26日	・ 反論書の受理
令和2年8月27日	・ 反論書の送付
令和2年10月8日	・ 審理手続の終結
令和2年10月14日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和2年10月20日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和2年11月24日	・ 調査審議